

令和6年度第2回東京都入札監視委員会

- 日時：令和7年3月28日（金） 16時00分から17時30分まで
- 会場：東京都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N1

○ 次 第

1 開会

2 出席者の確認

3 資料の説明

4 議事進行の説明

5 議題

<公開>

- (1) 令和6年度東京都入札監視委員会第2～6回制度部会結果（業界団体との意見交換会）について
- (2) 令和6年度東京都入札監視委員会第7回制度部会結果（公開審議案件）について
- (3) 令和6年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会結果（定例審議案件）について
- (4) 令和6年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果（定例審議案件）について

6 閉会

令和6年度 第2回東京都入札監視委員会 資料一覧

1 出席者の確認 令和6年度第2回東京都入札監視委員会出席者	(資料1)
2 議題	
(1) 令和6年度東京都入札監視委員会第2～6回制度部会結果 (業界団体との意見交換会) について ・結果	(議案1) (審議概要)
(2) 令和6年度東京都入札監視委員会第7回制度部会結果 (公開審議案件) について ・結果	(議案2) (審議概要)
(3) 令和6年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会結果 (定例審議案件) について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案3) (別紙3-1) (審議概要)
(4) 令和6年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果 (定例審議案件) について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案4) (別紙4-1) (審議概要)

令和6年度第2回東京都入札監視委員会出席者

委員会構成員 (五十音順・敬称略)

委員長	(元) 日本大学総合科学研究所客員教授	有 川 博
委員	(元) 会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小 見 康 夫
委員	公認会計士	片 桐 春 美
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉 藤 徹 史
委員	(元) 品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲 田 裕 一
委員	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授	平 田 京 子
委員	東京大学大学院工学系研究科教授	堀 田 昌 英
委員	弁 護 士	松 本 はるか
委員	弁 護 士	森 岡 誠

都側職員

財務局 経理部長	稲 垣 敦 子
財務局 契約調整担当部長	須 藤 哲
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼 田 多 郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	米 倉 進
財務局 経理部 電子調達担当課長	今 村 貴 博

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和7年3月28日（金）	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和6年度東京都入札監視委員会第2～6回制度部会結果 （業界団体との意見交換会）について		
審議事項	部会の結果について次のとおり報告する。 (1) 結果について 別紙審議概要のとおり		

令和6年度東京都入札監視委員会第2回制度部会（東京建設業協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和7年1月22日（水） 東京都庁第二本庁舎 25階 114会議室
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 （敬称略・計3名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京建設業協会からの要望 <ol style="list-style-type: none"> 1. 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適正な工期での発注の徹底 ➢ 予定価格の適正な設定 ➢ 設計変更の円滑化 ➢ 工事・検査書類の削減・簡素化 ➢ 業務環境の改善 2. 入札契約制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合評価方式における課題 <ul style="list-style-type: none"> ・都発注工事の実績のない企業の受注機会確保について ・「配置予定技術者の実績点」等の配点について ・「事故及び不誠実な行為の実績点」の減点措置について ➢ 低入札価格調査制度の厳格な運用 ➢ 配置予定技術者の最終確認時期について ➢ 入札公告時における見積参考資料の提供 ➢ 技術者育成モデルJV工事について 3. 高騰する建設資材価格等への対応 4. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進 (2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等 <p>【委員からの質問等】</p> 発注者、設計者、施工者による会議（三者会議）について、具体的にどのような効果があったかということをお教えいただきたい。

都発注工事と他の公共発注者工事を比較して、受注者の立場からどのようにご覧になっているかを教えていただきたい。

【業界団体の回答】

三者会議を行うことで、工程の遅れの責任の所在や、設計の見直しの要否など、問題点が具体的に出てくる。また、現状での最適工期を全員で共有することで、仕事が進めやすくなるという効果は、私も感じたことがあるので、適宜やっていただければありがたいと思っている。

CCUSについて、技能労働者を安定的に就労という大きな命題があるが、登録料等がかかるわりにメリットが見いだせないという意見が中小企業から出てきている。工事成績評定で加点する等のメリットが見えてくれば、中小建設業において進展するのではないかと要望している。

【東京都の回答】

三者会議に関して、財務局が発注する建築工事においては、工事監理者（設計者）、施工者及び発注者が一堂に会する定例会を週に1回開催し、電気工事と機械工事を含めた総合図を確認するなど、常に関係者で協議しながら進めている。

【委員からの質問等】

都の実績のない優良企業の受注機会を確保するよう改善をお願いしたいとある。他方で発注者として、実績をとということも理解できる。協会としてどういった内容を改善すればいいのか具体的な提案のようなものがあればお聞かせいただきたい。

社会的に議論となっている労働者の賃上げの取り組みの状況と、賃金を上昇させるにあたっての課題がありましたら、ご教示いただきたい。

【業界団体の回答】

施工能力審査型等において、技術点の半分が東京都の実績であり、東京都の実績がないと入り口にも立てない。このウエイトを少し下げてくださいか、あるいは、他団体の同種工事を実績と認めるなど工夫の仕方があるのではないかとということで検討をお願いしたい。

賃上げの取り組み状況について、資材価格の高騰や時間外労働の上限規制などもある中、賃上げもしなくてはならないということで、大幅な生産性向上を図っていかねばならないという問題がある。

担い手確保というところで、他の産業に負けないよう賃上げをしなければならぬことは理解しつつも、経営が厳しいので、先生方をはじめとして、行政の方のお力添えをいただきたいと思っている。

【委員からの質問等】

競争環境を作っていくのが重要なことだと思うが、状況が悪くなっていると感じている。なぜこういう状態になっているのか、コメントをいただきたい。

【業界団体の回答】

去年の異常さというのは、特に物価の上昇はこれまでになかったようなことで、予定価格が低すぎて取り組む業者もいなくなっている。なおかつ、時間外労働の問題があり、それがダブルで重なっている。施工時期が平準化や、物価高が収まり、時間外労働に対する工夫が効いてくると落ち着いてくると思う。

【東京都の回答】

資材や労務の高騰、技術者不足が考えられるのかと思っている。あるいは、民間工事を含めた工事全体の発注の動向というものが影響しているのかなとも推測している。

以上

[その他]

特になし

令和6年度東京都入札監視委員会第3回制度部会（東京都電設協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和7年2月3日（月） 東京都庁第二本庁舎 25階 112・113会議室
出席委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 齊藤 徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田 裕一 （敬称略・計2名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京都電設協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）」について
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京都電設協会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行の工事発注方式の堅持について 2. 公共事業の推進について 3. 4週8閉所の実現について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底 ➤ 全体工期の延長や契約金額の変更（増額） ➤ 労務単価の引き上げ 4. LED化の工事発注方式について 5. 事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援について 6. 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について 7. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>適切な概成工期の設計がなされていないため改善して欲しいとの要望について、建築工事の遅れ以外にも原因があるのか。</p> <p>都からは基準に基づいて概成工期を設定しているとの回答であったが、発注者に対して、他の要望があれば具体的に伺いたい。</p> <p>【業界団体の回答】</p> <p>建築工事がほとんどだと思うが、最近多いのは資材の納期の遅れ等物の調達が困難で工期が押してきていること。建築工事でも物が入らないとか、人手が足りないとのことでしわ寄せがきている。</p> <p>以前は、建築工事竣工日にプラスして設備工事の竣工は2週間ごと工期が</p>

決まっていたが、概成工期という言い方に変化された。工期末が同じな中、建築工事の方で工期末まで使ってしまう、時間を我々から奪っていると現場サイドでは認識している。

【東京都からの回答】

施設の運用開始を目指して、全ての工種が同時に竣工して調整し、引き継ぐことが大事であり、概成工期を設定し、建築工事を含め全ての工事で遵守するということが重要である。

統括電気主任技術者として、概成工期のタイミングで受電を迎えるため、電気工作物の使用前自主検査を実施するが、その6か月前や1か月前には、全ての工事が参加する全体定例会等において、電気設備の機器等の据付や配線の接続などが終わった状態でないと検査や受電が難しいといったことを説明しており、もし、遅れるようであれば、検査も受電もその分遅らせることとなってしまおうと伝えている。概成工期や電気設備の重要性を全受注者と監督員に伝えており、今後も継続していく。

【委員からの質問等】

3.(3) 以外は、要望がほとんど昨年と一緒と認識しているが、協会側からの要望の改善は進んでいるのか。

都として、もう一段力を入れて、要望に対する改善を各部署に伝え、指導して行くことが必要なのでしょう。

【業界団体の回答】

あまり改善はされていない。発注時期が罰則規定がつく前のものに関しては努力目標というところで、まったく事態が変わっていない。今後、変わってくるのか、推移を見守っている。

【東京都の回答】

建設業の2024年問題について、働き方改革を進めていかななくてはならないと認識している。都では、工事関係書類の削減や、情報共有システムの導入を推進している。また、一部の確認で遠隔臨場を実施するなど、現場にかかわる時間の削減や有効活用ができるように取り組んでいる。こういったことが浸透することで、今後改善が進むものと考えている。

以上

[その他]

特になし

令和6年度東京都入札監視委員会第4回制度部会（東京空調衛生工業会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和7年2月3日（月） 東京都庁第二本庁舎 25階 112・113会議室
出席委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 齊藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 （敬称略・計2名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京空調衛生工業会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）」について
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事発注量の維持継続について 2. 入札契約制度について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 分離発注方式の維持継続 ➤ J V結成での入札参加について ➤ 前払金制度について 3. 「働き方改革」の推進について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 長時間労働の是正、週休2日制（4週8閉所）への対応 ➤ 適正な工期の設定 ➤ 適正な予定価格の算定 ➤ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化） 4. 生産性向上について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計図書の精度向上 ➤ 設計変更対応の迅速化 ➤ 現場従事者の負担軽減 5. スライド条項について 6. 民間発注者への啓発・指導について <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>検査と監督は契約制度の柱であり、重要なプロセスだと認識しているが、非常に負担が多いとのことだが、具体的な削除方法について聞かせていただきたい。</p>

現場受注者の負担軽減について、適切な概成工期の設計がなされていないため改善して欲しいとの要望について、建築工事の遅れ以外にも原因があるのか。

都からは基準に基づいて概成工期を設定しているとの回答であったが、発注者に対して、他の要望があれば具体的に伺いたい。

【業界団体の回答】

管理者検査、監督員検査、本検査があるわけだが、回数が多い。それだけ書類を作るにしても負担がかかる。重要性は分かるが、経費率だけでは収まらない状況が出るので、検査費用を別に積み上げていただくか何かすることが必要。

【東京都からの回答】

今年度から、検査でみる書類を削減しており、こういう取り組みを新たに始めさせていただいた。引き続き、皆様方の負担というのを受け止めながら、どういう形で検査できるか模索していきたい。

【委員からの質問等】

要望が昨年とほぼ同じだが、要望が実現するプロセスがあるか、協会の方々はどう認識しているのか。

民間発注者への啓発・指導について、東京都はどんなことをやろうとしているのか。

【業界団体の回答】

一部改善をしていただいている部分もあるが、引き続き要望しているものは、国の扱いや法的なこともあり、直ちに東京都で改善が難しいものもあると思う。同様の要望を国土交通省関東整備局等にも要望する予定もあり、少しでも進めていただければなと思っている。

【東京都の回答】

東京都と各区市町村の契約担当者が集まる会議体を活用し、東京都の様々な制度について議題にしている。

以上

[その他]

特になし

令和6年度東京都入札監視委員会第5回制度部会（東京電業協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和7年2月4日（火） 東京都庁第二本庁舎 25階 特別会議室S6
出席委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英</p> <p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史</p> <p>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一</p> <p style="text-align: right;">（敬称略・計3名）</p>
審議事項	<p>(1) 都の入札契約制度等に関する要望について</p> <p>(2) その他報告等</p>
議案の概要	一般社団法人東京電業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）」について
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京電業協会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 継続した発注量の確保と分離発注の継続実施について 2. 時間外労働の上限規制への対応に向けた取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ➤ 4週8閉所の早期実現について ➤ 適切な工期設定と概成工期の確保について ➤ 現場従事者の負担軽減に関する取り組みについて ➤ 改修工事における発注者による施工条件等の事前調整について ➤ 余裕期間を活用した発注について 3. 技能者の所得維持における対策について 4. 時間外労働の上限規制に対応するための現場経費や歩掛率の見直しについて 5. 実態に則した資材価格の採用について 6. 工程遅延時における工期延長分の費用の精算について 7. スライド条項の適用について 8. 改修工事における現地状況を踏まえた設計図面での発注と現場調査について 9. 民間発注者に対する指導徹底について <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>概成工期が設定され、またその遵守に対して発注者からも指導が行われているにもかかわらず、前工程の遅れが後工程にしわ寄せが及んでしまう状況について、発注者がこういった監督の強化をすることが効果的であるとお考えか。</p>

【業界団体の回答】

キーポイントとなるところを発注者の方で遅れがないか常に見ていただければ、後工程をする電気設備工事業界もそれについていけるのではということ。

【委員からの質問等】

民民契約の中に都や自治体が介入することはなかなか難しいと思うが、協会として、周知徹底の方法で何かお考えがあるのか。

【業界団体の回答】

啓蒙となるポスターや、民間の不動産会社等に対して年に1回指導や徹底をしていくような場を設けていただけると助かる。

【東京都の回答】

建設業許可部署から、協会や団体に対して、連絡会の場で周知を行うとともに、チラシなども活用していると聞いている。

以上

[その他]

特になし

令和6年度東京都入札監視委員会第6回制度部会（東京都中小建設業協会との意見交換会）審議概要

開催日及び場所	令和7年2月4日（火） 東京都庁第二本庁舎 25階 特別会議室S6
出席委員	東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英 愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一 （敬称略・計3名）
審議事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等
議案の概要	一般社団法人東京都中小建設業協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会による審議結果報告	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）」について
委員からの意見等の概要	(1) 一般社団法人東京都中小建設業協会からの要望 1. 入札契約制度について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地場業者の受注機会の確保について <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式における工事实績について ・総合評価方式における地域性の評価について ・発注割合について ・競争入札参加資格の等級順位に対する救済措置および緩和措置について ・実状に合わせた工事の発注について ➤ 共同企業体工事について 2. 働き方改革の推進について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 書類の削減・簡素化について ➤ 適切な工期設定と経費について ➤ 検査について ➤ 建設局で運用されている「検査に要する資料作成期間」について <ul style="list-style-type: none"> ・請求時期の見直しについて ・工期延長に伴う増加費用について ➤ 1日の施工サイクルの見直しについて 3. 適正な労務費等の確保について

(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等

【委員からの質問等】

落札後の条件変化に伴う設計変更への協議にも応じていただけないこともあるとのことであるが、実際、どのような状況にあるのか。

【業界団体の回答】

道路使用許可等により作業時間が短くなった場合、通常、代価を見直して設計変更なりをしていただくが、その設計変更をしていただけない。

建築工事においては、変更に伴う増加の金額に合わせて、他の部分で減らすという変更をよくやる。予算がないので、こちらの工事はやらなくていいみたいな感じで。そのバランスが割と取れていない場合がある。

我々業者から見積もりするときには適正な見積提示をするが、発注者側が代価の中で見積もりの単価が反映されていない。

【東京都の回答】

建築工事は業種が多いため、全体を見ながら設計変更をしている。

労務費の積算については、標準労務費の議論も国でされおり、国の動向を注視していく。

【委員からの質問等】

書類の削減・簡素化について、大幅に進めていただいたということと、さらに進めてほしいということが書かれている。大幅にとはどれくらい減ったのか、また、どれくらいまで一層減らすことができるのか、協会としての考えをうかがいたい。

【業界団体の回答】

土木工事の出来形の根拠資料の一部省略となっているが、一部削減で検査をしているものがまだないため、どこまで削減できているのかわからないのが一つ。回答の中で運用マニュアル等を作成するとの話であったので、今後は、どれくらい削減できたかがわかると思う。我々としては、品質確保の担保ができるだけの書類ができればよいと思っており、監査に対する書類や説明用の書類等が一部簡素化してきたので、この辺がかなり削減できればいいのかと。

【委員からの質問等】

都として、不調の発生率が上昇しているのはどういう理由だと考えになるのか。

技術者育成モデルJV工事の発注状況がいずれも取り下げとなっているが、どういう理由で取り下げがされたか。

【東京都の回答】

不調には様々な事業があり、個別案件ごとに検証されていくべきものかと思うが、全体としては、物価高騰により予定価格が合わないとか、技術者不足の状況の中で、配置予定技術者が配置できないという問題があるかと思っている。特に建築工事の場合、民間需要の方が圧倒的に多いので、民間需要とのバランスの関係があるのかなどと推察している。

技術者育成モデルJV工事について、入札参加者がいなくなったりして取り下げている状況。技術者育成モデルJV工事については、入札参加者数が減る傾向にあると認識している一方で、中小企業育成という観点も重要であると思っているので、中小企業育成の観点から、モデル工事を活用していけるかということについて検討していきたいと思っているところ。

以上

[その他]

特になし

東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和 7 年 3 月 28 日（金）	議 案 番 号	2
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和 6 年度東京都入札監視委員会第 7 回制度部会結果 （公開審議案件）について		
審 議 事 項	部会の結果について次のとおり報告する。 （1）結果について 別紙審議概要のとおり		

令和6年度 東京都入札監視委員会第7回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和7年2月19日（水） 東京都庁第一本庁舎北側 33階 特別会議室N3
出席委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英</p> <p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史</p> <p>(元)品川リフラクトリーズ(株)代表取締役副社長 仲田裕一</p> <p>弁護士(五十嵐・渡辺・江坂法律事務所) 原澤敦美</p> <p>(敬称略・計4名)</p>
審議事項	設計等委託における総合評価方式について
議案の概要	検討の背景や制度設計の方針について説明を受けた。
委員会による審議結果報告	委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p>【委員からの質問等】</p> <p>基準価格を下回って入札した場合、品質の問題が起きているのか。</p> <p>技術点が高い人により落札して欲しいというのであれば、技術点と価格点の割合の変更ということもあるのではないかと。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>基準価格未満での品質低下について、工事成績に明確な差はなく、把握するのは難しい。ただ、基準価格は適正な契約の履行がなされなくなる恐れがある水準であり、何かしらのしわ寄せが生じている水準と考えている。</p> <p>既に技術点が1位の方が受注する傾向があり、それをさらに強めていこうと考えているものではない。総合評価方式は価格と技術を総合的に評価するものであり、価格を軽視したいということではない。</p> <p>【委員からの質問等】</p> <p>工事においても同様の趣旨で変更を行ったと思うが、どのような変化があったか、その実績が分かたら教えて欲しい。</p> <p>基準価格を下回る応札が多いと見受けられるが、基準価格の設定を見直さなくてもいいのか。</p> <p>【事務局の回答】</p> <p>工事の総合評価について、基準価格を少し下回る範囲では落札者になるが、大きく下回る場合は落札者になれない傾向がある。設計等委託でも、基準価格を下回っても技術点がよければ受注できるようになるのではないかと考えている。</p> <p>基準価格は様々な調査を行った中で、国が定めた算定式があり、都もそれを準用しており、国の指標を使用するのが合理的と考えている。</p>

【委員からの質問等】

すべての価格競争で最低制限価格制度を導入したと伺ったが、これに対する事業者からの評価はあるのか。

全庁的に、総合評価方式を積極的に採用していく傾向はあるのか。また、取組状況が部局によって異なるのかを伺いたい。

【事務局の回答】

最低制限価格制度導入に対し、業界団体は肯定的に受け止めていると考えている。

総合評価方式は、今後も積極的な活用を図っていきたいと思っている。実際の適用については、各局の事業の内容に応じて判断していくことになると思う。

【委員からの質問等】

傾きの決定等は今後だと思うが、今の時点での考えがあったら伺いたい。

【事務局の回答】

基準価格を固定的に置くのではなく、基準価格が見直されれば、それに追随する形で考えている。

以上

[その他]

特になし

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和7年3月28日（金）	議案番号	3
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和6年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会結果 （定例審議案件）について		
審議事項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙3-1のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

令和6年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 定例事案等の抽出について

1 定例事案

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2) 対象事案 令和5年度の10月1日から12月31日までに契約した工事案件
 (3) 事案抽出方針
 ア 高額・高落札率事案
 イ 1者入札事案
 ウ 低入札価格調査事案
 エ 同一事業者による長期継続受注事案
 オ 社会的注目事案

2 定例事案の対象

上記1により、次の6事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限 価格 又は 調査基準 価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者 数	指名者 数	応札者 数	契約の相手方	総合評価	不 調 再 発 注
1	高額・高落札率 1者入札	水道局	水道局	05-00746	一般競争入札	設備工事	汚泥脱水設備工事	東村山浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事	令和5年12月4日	令和9年2月15日	事後公表	3,186,575	2,963,515	3,118,500	—	97.86	1	1	1	月島JFEアクアソリューション株式会社		
2	1者入札 同一事業者長期	総務局	総務局	05-01139	希望制指名競争入札	土木工事	一般土木工事	岡田林地荒廃復旧工事	令和5年10月4日	令和6年3月21日	事前公表	35,411	31,862	34,870	34,270	98.47	9	9	1	大昌建設株式会社		
3	高額・高落札率 1者入札	財務局	住宅政策本部	05-00313	一般競争入札	建築工事	建築工事	都営住宅5H-116東(江東区辰巳一丁目)工事	令和5年12月20日	令和8年12月8日	事後公表	3,799,389	3,533,431	3,791,700	—	99.79	2	2	1	関東建設工業株式会社		
4	高額・高落札率 1者入札	財務局	保健医療局	05-00466	希望制指名競争入札	設備工事	空調工事	荏原病院(5)熱源設備改修工事その2	令和5年12月5日	令和7年2月28日	事後公表	447,403	416,084	447,150	—	99.94	1	1	1	株式会社朝日工業社		○
5	1者入札 同一事業者長期	下水道局	下水道局	05-03098	特命随意契約	設備工事	焼却設備	新河岸水再生センター汚泥焼却設備新3号補修工事	令和5年10月20日	令和6年5月27日	事後公表	333,751	—	333,300	345,950	99.86	0	1	1	三機工業株式会社		
6	1者入札	警視庁	警視庁	05-70548	希望制指名競争入札	設備工事	電気工事	警視庁小松川警察署留置施設改修電気設備工事	令和5年10月5日	令和6年3月22日	事前公表	22,394	20,474	22,375	22,646	99.91	17	10	1	データシステムサポート株式会社		

東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和6年12月20日（金） 都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N1	
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 森岡 誠 計3名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和5年12月31日	
抽出案件計	6件	(備考)
一般競争	2件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<議案1>（高額・高落札率事案）（1者入札事案） 東村山浄水場排水処理所横型加圧脱水機等更新工事[一般競争入札]	
	Q 横型加圧脱水機の更新工事に関して、他の場所でも、元施工事業者が引き続き更新工事を落札する例が多いか。	A 東京都内の横型加圧脱水機の更新に関しては、元施工の事業者が、改めて落札する事例が、ほぼ100%である。
	Q 元施工以外の事業者が落札しやすい仕組みについて、工夫していることはあるか。	A 横型加圧脱水機の更新工事に伴う制御系のコントロールに係る工事等は、別の案件として起工し、入札参加のハードルが高くなるよう配慮して発注している。 小さな横型加圧脱水機であれば、メーカーは一定数存在するものの、今回の横型加圧脱水機は高い処理能力が求められる。また、20年から25年の耐用年数があるため、毎年発注するものではない。そのため、そういった製造プラントを持つメーカーが増えていくことは困難であると考え。
	Q 横型加圧脱水機は、落札した事業者によって、仕様に違いが生じるか。	A 横型加圧脱水機の構造は、東京都水道局の中で仕様が決まっているため、メーカーによる独自性はほぼない。
	Q 公共工事の継続性の観点から、固定的な数社だけが持つ技術力が事業体制の変更などにより損なわれないよう、水道局側で技術力を保持するような体制は取られているか。	A 定期的に職員が立ち会いながら維持管理をする中で、機械能力を維持するための修繕作業等を通じて、水道局職員の技術力の低下を防いでいる。 また、事業者についても、定期的に維持管理工事等を発注することにより、横

	型加圧脱水機の製造能力等が低下することのないように、ヒアリングを重ねながら事業を進めていく。
<p><議案2> (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 岡田林地荒廃復旧工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 年々、希望しても応札せず辞退する事業者が増えるなど、入札が不活発になっているように見えるが、その原因の分析と、競争的な入札を確保していくためにどのような工夫をしていくか伺う。</p>	<p>A 辞退理由についてヒアリングしたところ、配置予定技術者の配置が困難といった人員不足が挙げられた。 それを踏まえ、債務負担行為の設定等を活用した発注時期の平準化や、発注予定表の公表により、事業者が計画を立てやすくする等の対策を講じていく。</p>
<p>意見：長期受注者が、令和6年度の発注時には辞退し、また複数者が最低制限価格を下回るなど、これまでと状況が変化している。特別な事情がないか、分析してほしい。</p>	
<p><議案3> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 都営住宅5H-116東(江東区辰巳一丁目)工事[一般競争入札]</p>	
<p>Q 落札率が極めて高いが、その原因について、発注者として分析していることはあるか。</p>	<p>A 都営住宅は基準設計を採用しており、建物の性能や仕様を統一して、効率化を図っている。 同じものをひたすら建てていくというものであり、受注者にとっては精緻に積算できる工事であることが原因と考えられる。</p>
<p>Q 今回、2棟を一括して発注しているが、棟ごとに分割して発注するか、一括して発注するか、方針はあるのか。 発注を分ければ中小事業者が参加しやすいと思うが、規模が大きくなると、受注できる事業者が限られてくるのではないか。</p>	<p>A 中小企業育成の観点から、原則、規模の大きい工事でも技術的に可能な限り分割発注することを基本にしている。 今回の案件は、施工ヤードが限られること、近隣のスクールゾーンとの関係で工事ゲートの設置箇所が限られることから、分割発注が困難な地形であったため、一括で発注を実施した。</p>
<p>Q 辞退理由に、杭工事の工程に6か月必要なことが判明し、工期内施工が困難と判断したとあるが、難易度が高い工事だ</p>	<p>A 都営住宅の建築積算要領においては、杭打ち機2台で施工し、約2か月程度の工期と想定していた。</p>

<p>ったのか。</p>	<p>杭打ち機の台数は、杭専門業者と受注者の関係によるため、当該辞退者は1台で施工する工期を算定したものと考えられる。</p> <p>実際の履行では2～3か月程度の工程で進められていることから都側の積算が実態と異なるものではなかったと考えている。</p>
<p>Q 建て替えにあたって、既設杭等の土中埋設物が出てきた場合、契約の増額変更等はあるか。</p>	<p>A 既設杭は、新しい杭を立てる際に干渉するもののみを抜いて施工する方法をとっている。既設杭の位置がずれている等、取り切れていない既設杭が今問題となっているため、設計変更により工期の延伸と契約金額の増額を行っている。</p>
<p><議案4> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 荏原病院(5)熱源設備改修工事その2 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 当初発注では低入札で不調になり、それに対して、再発注では高落札率での落札となっている。当初発注と再発注で入札の状況が大きく変わっているが、どのような理由が考えられるか。</p>	<p>A 当初発注と再発注では、スケジュール等の見直しは行ったものの、内容については大きく変更はしていない。当初発注の入札結果を確認した事業者が、低入札の結果を受けて見積りを見直したと考えられる。</p>
<p><議案5> (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 新河岸水再生センター汚泥焼却設備新3号補修工事[特命随意契約]</p>	
<p>Q この設備は、他の場所にも幾つか存在するか。 その場合、同じように経年による補修工事は、特命随意契約により実施しているのか。</p>	<p>A 汚泥焼却炉は区部に約20台設置されており、システムの保護の観点から、特命随意契約により実施している。</p> <p>ただし、システムに影響がない単純な部分については、必ずしも特命随意契約ではない。</p>
<p>Q 設置業者は、継続的に補修工事が生じることから、設置工事の際にはダンピング的な入札が生じる恐れがあるが、他の場所の工事も含め、当初の設置工事において、何か特筆すべき状況は生じていないか。</p>	<p>A 設置工事はどのような会社でも参加できるように発注を行っている。</p> <p>また、補修工事、改良工事等の実施に当たっては、しっかりと設計を精査して、必要性を確認した上で発注している。</p>
<p>Q 設置業者以外の事業者がメンテナン</p>	<p>A そのような意味での保証義務の定め</p>

<p>スすることはできないかという質問に対して、システム全体としての保証が得られなくなるため難しいとの回答があったが、設置業者は契約上、何年間かにわたって、補修工事等を行う一定の保証義務が定められているか。</p>	<p>は設けていない。</p>
<p>Q この設備に係る技術情報が、当該事業者にはしかないということだが、東京都には共有されているか。</p>	<p>A 完成図書として、システム全体の図面等は技術情報として共有されている。</p>
<p>Q 当該事業者が事業を継続できなくなった場合、東京都は今ある技術情報だけで対応できるか。</p>	<p>A 東京都が持つ技術情報だけで対応することは難しいが、仮にそうした状況が生じた場合、事業を継承した事業者と交渉していくことになると思う。</p> <p>ただし、今回のような焼却炉については、今までそういった事例は生じていない。</p>
<p>Q 当該事業者が、事業者判断として、補修工事を実施しないとした場合、この施設は作り直しになるのか。</p>	<p>A 更新の時期によっては、建て替えることも想定される。</p> <p>今までにないケースのため回答が難しいが、まだ使える状態であれば、同種の焼却炉メーカーに相談しながら、施設として継続性を保てるよう調整していくことになると思われる。</p>
<p>Q 設備を新たに設置する際には、今後のメンテナンス費用といったライフサイクルコストは事業者には示させているか。後から、高額なメンテナンス費用を要求されることがないような仕組みがあったほうが良いのではないか。</p>	<p>A 設計の際には、イニシャルコストやランニングコストはしっかりと確認した上で発注している。</p> <p>また、高額な部品の使用や、無駄な部品の交換がないよう、精査している。</p>
<p>Q 過去の契約状況を見ると、毎年補修工事を発注しているが、毎年同じ工事内容か。また、毎年工事を発注する理由は何か。</p> <p>異なる工事を発注しているのであれば、毎年の予定価格が一定である理由は何か。</p>	<p>A 周期的な取替えや、点検・運転時に発見された故障等に対応するため、同じ工事内容ではない。</p> <p>本設備はほぼ24時間365日運転している設備であるため、何らかの故障や劣化が発生し、現在までは毎年工事を発注している。</p> <p>予定価格については、工事内容を平準化し、特定の年度で極端に大きな金額にならないよう配慮している。</p>
<p>意見：1者に依存せざるを得ない状況が、今後の下水道事業に影響を与える可能性があるため、リスクヘッジできる仕組みを今後検討してほしい。</p>	

	<p><議案6> (1者入札事案) 警視庁小松川警察署留置施設改修電気設備工事[希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q 本工事は、特殊な技術等を必要とするものではなく、工事金額も大きくない中、これだけの会社が希望して、一斉に技術者が確保できずに辞退するという状況は不自然に見えるが、発注者としての見解を伺う。 また、しっかりと競争性のある入札に改善していくための工夫は何かあるか。</p>	<p>A 希望時に配置予定技術者を登録するが、他の工事と比較して、より良い案件があれば、当該技術者がそちらに入ってしまうのが現状であると考えている。 債務負担行為等を活用した発注時期の平準化や、年度初めの工事は発注予定を示していくなど、改善を図っている。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	

東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和6年3月28日（金）	議案番号	4
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和6年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会結果 （定例審議案件）について		
審議事項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙4-1のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

令和6年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 定例事案の抽出について

1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
 (2)対象事案 令和5年度の1月1日から3月31日までに契約した工事事案
 (3)事案抽出方針
 ア 高額事案
 イ 高落札率事案
 ウ 1者入札事案
 エ 低入札価格調査事案
 オ 同一事業者による長期継続受注事案
 カ 社会的注目事案

2 定例事案の対象

上記1により、次の5事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	1者入札案件	港湾局	港湾局	05-00425	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	令和5年度海の森公園トイレ兼休憩所新築工事	2024/1/17	2024/11/28	事前公表	252,263	233,167	251,680	259,490	99.76	10	10	1	株式会社ビッグルーフ			
2	高額案件 高落札率案件 1者入札案件	交通局	交通局	05-10152	特命随意契約	土木工事	一般土木工事	環状第5の1号線地下道路荒川線併行部(千登世小橋工区)土留設置工事	2024/01/22	2026/02/27	事後公表	1,782,747	-	1,782,000	-	99.95		1	1	大成・東武谷内田建設共同企業体			
3	高落札率案件 1者入札案件	総務局	総務局	05-01783	希望制指名競争入札	建築工事	建築工事	令和5年度三池港船客待合所解体工事	2024/03/15	2024/11/29	事前公表	348,502	321,310	348,502	340,736	100.00	1	3	1	株式会社平善			○
4	高額案件 高落札率案件 1者入札案件	下水道局	下水道局	05-土-092	特命随意契約	土木工事	一般土木工事	江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その3工事	2024/01/18	2025/11/20	事後公表	11,414,953	-	11,414,700	-	99.99		1	1	鹿島建設株式会社			
5	長期受注案件	建設局	建設局	05-00221	随意契約	設備工事	電気工事	街灯維持工事(墨田工区)その2単価契約	2024/1/19	2024/3/31	非公表	-	-	29,900	-	-		5	3	株式会社阿久津電機			

東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和7年1月15日(水) 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	(元) 日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 (部会長) (元) 会計検査院官房審議官 飯塚正史 ※ 公認会計士 片桐春美 ※ 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平田京子 計4名(敬称略) ※印の委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和6年1月1日～令和6年3月31日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	0件	
指名競争	2件	
随意契約	3件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1> (一者入札事案) 令和5年度海の森公園トイレ兼休憩所新築工事[希望制指名競争入札]	
	Q 辞退理由を見たところ、技術的に履行が困難な案件であると記載した会社がいる。困難な案件ということの具体的な内容に関しては聞き取りしているのか。	A 今回の場合は「技術者の配置が困難」と回答した会社が多かったため、今回は技術者の配置が困難だったと理解し、それ以上のヒアリングを行わなかった。
	Q 昨今の人手不足、技術者不足の状況などについてはどうか。	A 小規模で利益の上がりづらいものは入札参加について不安がある。 また最近発注の時期により、配置技術者がいないことを不調理由として聞くことが多い。
	Q 普通に考えると公園のトイレの休憩所の設置というのは難しい工事ではないと思うが、業者が辞退理由に「技術的に履行が困難」と書いた理由は発注者としてはどの点を指していると考えているか。	A 当方としてはこの工事について特に技術的に困難な点はないと考えている。
	Q 1者入札になった原因について、全体的な傾向を把握する他にできるだけ競争性を確保するためにどうしたらいいかということを学んで、次の工事にフィードバックさせるために、統計的な傾向をつかむ以外にどんな工夫をされているのか	A 引き続き、年間発注予定の情報提供を適切に行っていくとともに、可能な限り早期に受注するため、受注機会の確保に努めていきたい 通常、不調になった場合には不調原因などヒアリングし、情報を共有しており、そういったことを踏まえながら発注している。
意見：各社の辞退理由を、具体的にどういうことかというその次の確認をしっかりとやっていただきたい。 原因分析と改善の方向については、国等は一覧表にして外部に公表し、改		

	<p>善状況を翌年度以降報告している。都においてもそういった状況について内部でしっかり記録・情報共有をし、それに基づいて改善していける体制づくりをやっていたきたい。</p>	
	<p><議案2> (高額・高落札率・一者入札事案) 環状第5の1号線地下道路荒川線併行部 (千登世小橋工区) 土留設置工事 [特命随意契約]</p>	
<p>Q 先行する本体工事と一体として契約をしなかった理由は何か。当初の計画から分かっていたことではないのか。</p>		<p>A 環状第5の1号線の地下トンネル構築のため、建設局が発注した立坑掘削工事について、都電荒川線が走行する箇所に関しては施工に関する輸送上の安全性の担保等のノウハウがないことから交通局が受託して施工しており、後から追加されて発注した形となっている。</p> <p>当初は荒川線の隣接部分だけで立坑を作る予定だったが、その後、軌道敷の部分まで拡大する必要が生じた。</p>
<p>Q 仮に建設局と交通局をまたがるような施工について当初から分かっている場合は1本で契約するのか。</p>		<p>A 原則的には工事を実施する建設局がどう判断するのだが、線路の軌道に何らかの支障を及ぼすリスクがあると判断した場合には交通局へ受託の依頼がされると考えられる。</p>
<p>Q このようなケースにおける一般的な契約のやり方はどのようになっているのか。</p>		<p>A 契約制度として分割か一括かということではなく、事業主体間のリスク分担という観点で基本的に分けるのが一般的なのだろうと思う。建設局は鉄道事業に関わるリスクについて負いきれない部分があり、各所管部門においてしっかり対策等を講じながら発注することが、安全性や事業運営の観点から必要なのだと考えている。</p>
<p>Q 複数者の見積は取っているのか。また、その徴取先はどこか。</p>		<p>A 3者から取っている。地元業者や過去同種の工種の施工実績のある専門施工業者に依頼している。</p>
<p>Q 高落札率の原因をどう分析しているか。</p>		<p>A 積算基準に基づき予定価格を設定しているが、事業者側も東京都の積算基準による積算に精通してくることで、ある程度は推察できる部分はあるのではないかと考えられる。</p>

<p>Q 建設局に積算基準はあると思うが、交通局にも積算基準はそれとは別にあるのか。</p>	<p>A 一般土木に関しては建設局の基準をほぼ準用しているが、軌道関係など独自工種については一般土木とは別に持っている。</p>
<p>意見：特命理由の記述や説明の不足から疑義を招くことのないよう、第三者にも理解しやすい形で整理を心掛けること。</p>	
<p><議案3> (高落札率・一者入札事案) 令和5年度三池港船客待合所解体工事 [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 希望制といっても結局のところ空いているところが受けて1者ぐらいしか対応できないということが今後も続くのではないかと思われる。工事は増え続けていくのか、そんなに量はないからこのような形でどうにかやっけていけるのか。何か見通しがあれば教えてほしい。</p>	<p>A 工事全体の年間の発注要件などを村や東電やNTTとも共有しているが、件数的にはそれなりに多く、それに対し業者が少ないというのが現状。 今後の発注予定を皆さんにお知らせし、今後これだけの工事をやるので何とかお願いしたいというようなところで情報共有を図っている状況である。</p>
<p>Q 国では1級建築士や技術者の数が減って高齢化しているのが問題になっている。三宅島の今後のためにも業者の育成、若者を連れてくるなど長期的なスパンでお考えいただくことが持続可能性を高めることにつながるのではないか。</p>	<p>A 他の支庁でも島の事業者の育成は大きな課題となっており、例えば都や国の技術者の養成のための講習会などの案内を積極的にやっている。すぐに芽が出るものではないので、じっくりと時間をかけてやらざるを得ないところがある。</p>
<p>意見：特に意見なし</p>	
<p><議案4> (高額・高落札率・一者入札事案) 江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その3 工事[特命随意契約]</p>	
<p>Q 特命理由について、もう少し補足いただきたい。</p>	<p>A 今回採用しているニューマチックケーソンは作業室内の空気圧を一定に保つことが重要であり、その機械を24時間常に運転しなければならないため、施工の途中で空気圧を送るのを停止して施工業者を変えることができない。また、現場周囲には護岸や高層マンション等があり、掘削による周辺への影響が懸念されるため、掘削途中で別業者が工事を引き継いだ場合、工事による周辺地盤変位が発生した場合の責任の所在が不明瞭になることも想定される。 さらに、ニューマチックケーソンの</p>

	設備は施工業者によって施工方法や設備の配置、手法などが異なっており、別の業者が引き継いでオペレーションすることは現実的、技術的にはできないことから随意契約をしている。
Q また、1期工事はいつ頃だったのか。	A 第1期工事は平成25年2月15日から平成29年3月31日まで。
Q 1期目に比べ、工事費はこの間かなり上がっているはずだが、世の中の上がり具合が入って受注されているのか。	A 積算については、それぞれの時代で単価を設定し、適正に行っている。
Q 多少とも工事しやすい場所というのとは他になかったのか。	A 今回の施設は約500haに及ぶかなり広域な流域の雨水量増大に対応する浸水対策のためのポンプ場であるが、当該流域の雨の集水が可能な場所で、かつ広大な土地、かつ排水するため運河に近接しているといった条件を満たす用地を探し、本事業用地を決定した。
Q 高落札率について、どう分析しているか。	A 積算基準やニューマチックケーソン工法の技術・積算資料等の刊行物を用いて予定価格を適正に設定しているが、入札参加者もニューマチックケーソン工法の積算に精通しており、適正な見積もりをされたのではないかと考えている。
Q ニューマチックケーソンの技術・積算資料は国交省が示しているのか。それを見れば大体このような予定価格に近いところに入札されるのが通常ということか。	A 技術・積算資料等については日本圧気技術協会が刊行しているもので国交省の基準やそれに準じるものを参考として作成されたものと認識している。今回の工事範囲については積算するうえでは非常にシンプルな内訳の構成になるため、施工数量等が正しければ基本的な刊行物等を参考に積算できるものと考えている。
意見：極めて高額の仕事でもあり、特命理由について、より理解しやすい形での整理に努めること。	

	<p><議案5> (同一事業者長期継続受注事案) 街灯維持工事 (墨田工区) その2 単価契約 [随意契約]</p>	
	<p>Q 過去5年の入札状況において、一貫して 辞退している事業者については、どう いった理由だと分析しているか。</p>	<p>A 技術者の不足ということで辞退とな っている。</p>
	<p>意見：特に意見なし</p>	
<p>委員会 による 報告又 は意見 の具申</p>	<p>議案1から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、 個々に付された意見への対応を求める。</p>	